

武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例（平成24年3月武蔵野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
付 則 1 から 4 まで （略）	付 則 1 から 4 まで （略） <u>（令和3年度における融資の あっせんの特例）</u> 5 <u>令和3年4月1日から令和 4年3月31日までの間に、事 業資金特別融資又は小口零細 事業資金特別融資について、 あっせんの申請を行う者に対 する第3条第1項の規定の適 用については、同項第1号中</u> <u>「前年の同期」とあるのは、</u> <u>「前年、2年前又は3年前の いずれかの同期」とする。</u>	項の追加

付 則
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症による経済への影響を踏まえ、令和3年度における融資のあっせんの特例について定めるため、所要の改正をするものである。